

①事業名	【22】義務教育の質保証に資する学校評価システムの構築事業	
②主管課及び関係課(課長名)	(主管課) 初等中等教育局初等中等教育企画課 (課長: 前川 喜平)	
③施策目標及び達成目標	施策目標 2-6 地域住民に開かれた信頼される学校づくり 達成目標 2-6-1 義務教育の質の保証のための学校評価システムを構築する。	
④事業の概要	<p>信頼される学校づくりを進めていく上で、各学校・地域における教育活動等の状況について、適切に評価を行うためのシステムを構築して一定水準の教育の質を保証し、不断の検証を図るとともに、学校等の情報を積極的に公開して説明責任を果たしていくことが重要である。</p> <p>本事業では、「各学校において行われている教育の質」を評価する仕組みを整えることにより、各学校・地域における「一定水準の教育の質」を保証することを目的とする。</p>	
⑤予算額及び事業開始年度	平成18年度概算要求額: 1,001百万円 事業開始年度: 平成18年度	
⑥事業開始時において得ようとした効果	〔拡充事業の場合のみ記入〕	
⑦得られた効果	〔拡充事業の場合のみ記入〕	
⑧得ようとする効果及び上位目標との関係	【得ようとする効果】 国において、すべての学校で一定水準以上の義務教育の質を担保できるよう「学校評価システム」を構築する。具体的には、以下の体制・手法を確立する。 目標値 ・自己評価の実施体制・手法等が確立された小中学校の割合を100%にする。 ・適切な外部評価システムを確立し、外部評価が行われた小中学校の割合を100%にする。	⑨達成年度 平成22年度
	【上位目標との関係】 本事業の効果をあげることにより、義務教育の質を保証する学校評価システムが構築され、施策目標2-6にある「地域住民に信頼される学校が作られる」という成果に結びつくものと考えられる。	
⑩必要性	<p>公立学校の教育の質について、これまで以上に高まる保護者・地域住民の関心に応える仕組みの整備が必要である。また、学校の教育活動に対する保護者・地域住民の参画が拡大しており、住民参画に必要な情報を提供する取組の充実が必要である。</p> <p>また、近年、地方自治体や学校現場の裁量を拡大し、現場の主体性を高めていく取組が進展しているところ。このような国と地方の役割分担の見直しを踏まえ、教育現場の自己改善の仕組みを整えることが必要である。</p> <p>さらに、中央教育審議会義務教育特別部会において、「国の基準等による事前チェックだけではなく、教育の質についての事後チェックを充実することは今後我が国でも検討が必要である。」とされているとともに、平成17年6月に閣議決定された骨太の方針2005においても「義務教育について、学校の外部評価の実施と結果の公表のためのガイドラインを平成17年度中に策定することとする。」とされており、義務教育の質の保証に資する学校評価システムを構築することが必要不可欠である。</p>	
⑪効率性	<p>学校評価ガイドライン(仮称)に基づいた自己評価及び外部評価について、国全体で研究に取り組むことにより、より専門性をもった研究を行うことができる。</p> <p>また、全国の学校・地域の情報を集約することにより、学校の改善に関する知見を蓄積し、全国の用に供することができる。</p>	
⑫想定できる代替手段との比較考量	<p>・本事業において、各学校等における自己評価は、各地方自治体等において必要な体制整備・予算措置等を行うことを想定している。</p> <p>・学校の外部評価に関する検討を地方自治体が個別に行うこととした場合、本省が投入する資源量は節約されるが、すべての地方自治体において学校評価システムが確立することは期待できない。このため、外部評価システムのあり方については、本省で検討を行うことが適切である。</p>	

⑬ 有 効 性	指標・参考指標	【指標】 ・自己評価の実施体制・手法等が確立された小中学校の割合。 ・適切な外部評価システムを確立し、外部評価が行われた小中学校の割合。等
	効果の把握の仕方	・各学校の自己評価及び外部評価の実施体制及び手法の調査 ・生徒指導上の諸問題に関する調査など、文部科学省が実施する義務教育の質に関する各種統計調査
	得ようとする効果の達成見込み及びその判断根拠	学校評価は、平成15年度で、約95%の学校において自己評価が実施されるなど、既に定着が図られている。 外部評価は、自己評価の結果について評価するものであることから、ガイドラインなど本省が適切な学校評価の在り方を提示することにより、すべての小中学校において適切な学校評価体制が確立されることが見込まれる。
⑭ 公平性、優先性	[政策の特性に応じて、必要により評価] (優先性) 市町村・学校への権限委譲など、義務教育改革が進められる中、学校評価システムの構築についても早急に取り組むことが必要。	
⑮ 評価に用いたデータ・情報・外部評価等	・自己評価の実施体制・手法等が確立された小中学校の割合、適切な外部評価システムを確立し、外部評価が行われた小中学校の割合については、「学校評価及び情報提供の実施状況に関する調査」の結果を活用。 ・また、生徒指導上の諸問題に関する調査など、文部科学省が実施する義務教育の質に関する各種統計調査を活用。	
⑯ 備考		

学校評価システムの構築による義務教育の質の保証

背景

◆ 地方分権・現場裁量の拡大

地方自治体や学校の裁量を拡大し、教育現場の主体性を高めていく取組が進展。これに伴い、教育現場の自己改善の仕組みの整備が必要。

◆ 保護者・地域住民の関心の高まりと学校運営への参画

公立学校の教育の質について、保護者・地域住民の関心が高まり、また、学校運営協議会の制度化など保護者・地域住民の学校運営への参画が拡大。

◆ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005

義務教育について、学校の外部評価の実施と公表のためのガイドラインを平成17年度中に策定することを指摘。

◆ 中教審義務教育特別部会の審議経過報告

自己評価の実施と公表の義務化、及び外部評価の充実を指摘。

学校評価システムの構築に向けた研究

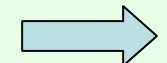
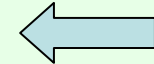
- ・学校評価システム検討会議
- ・学校評価国際シンポジウムの開催

学校の第三者評価に関する研究

- ・学校の第三者評価に関する実践研究
- ・第三者評価等に関する調査委託研究

国全体での研究

自己評価を踏まえた
第三者評価



専門的な
知見の提供

学校評価ガイドラインに基づく評価実践研究

学校評価ガイドライン(仮称)に基づいた学校の自己評価及び住民・保護者等による外部評価の実践研究(全国61地域)

市区町村・学校での実践

学校評価システムの構築

各学校の
教育の質の
評価



学校
自主的・自律的
改善と結果説明
評価結果に
応じた支援
市区町村



義務教育の
質の保証